

オ・ツと通信



暮らしの
かわら版

不安をあおって契約させる!?

分電盤、ブレーカーの点検にご注意!



*事業者が分電盤やブレーカーといった電気設備の点検を持ちかけて訪問し、「すぐに交換しないと漏電して火事になる」と不安をあおって交換工事の契約を迫ってきたとの相談が寄せられています。

ひとこと 助言

- 点検を持ちかける突然の電話や訪問する事業者には、安易に点検させないようにしましょう。事業者が訪問しても家には入れず、ドアを閉めたまま断りましょう。
- 法令に基づく点検の場合、事前に書面で通知の上、登録調査機関の調査員証を携帯した調査員が訪問します。また点検後にその場で何らかの契約を勧誘することはありません。
- 点検をさせても、その場で契約はせず、十分に比較・検討をしましょう。契約後であっても、クーリング・オフできる場合があるので、消費生活センターに相談しましょう。

事業者からの勧誘に不安を感じたり、トラブルが生じた場合は
消費生活センター(03-5604-7055)にご相談ください。